

ニセコ町観光審議会委員 応募申込書

ニセコ町観光審議会設置条例をご参照の上、下記事項を記入しニセコ町役場商工観光課
商工観光係までご提出ください。

申込日	年 月 日
氏 名	(ふりがな)
住 所	ニセコ町字
連絡先	(電話番号)
	(Eメール)
職場名	
応募動機	
特記事項	

※ 個人情報の取扱いについて（この情報の利用目的）

- (1) ご記入頂いた個人情報は、ご記入頂く事務以外の目的には原則利用いたしません。
- (2) ご記入頂いた個人情報は、それらに関する事務を遂行するためにデータベースに登録することがあります。
- (3) ご記入頂いた個人情報により、事務遂行のために連絡・文書等の送付・送信を行うことがあります。

提 出 先

ニセコ町役場 商工観光課 商工観光係 担当：久保
住 所 〒048-1595 ニセコ町字富士見 55 番地
電 話 0136-44-2121
F A X 0136-44-3500
メー ル kankou@town.niseko.lg.jp

○ニセコ町観光審議会設置条例

昭和38年12月26日

条例第21号

改正 昭和45年12月25日条例第18号

(設置)

第1条 ニセコ町の観光事業に関する総合的な対策を樹立し、その円滑な推進を図るため町長の附属機関として、ニセコ町観光審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて次の事項につき調査審議し、また意見を具申するものとする。

- (1) 観光事業の基本方針の策定に関すること。
- (2) 観光事業の整備促進に関すること。
- (3) 観光の宣伝及び観光客の接遇方法の改善に関すること。
- (4) 観光資源の開発、保護及び育成に関すること。
- (5) その他観光事業に関し必要と認められるもの

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 審議会委員は、関係機関、団体の代表者及び知識経験者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年12月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。